



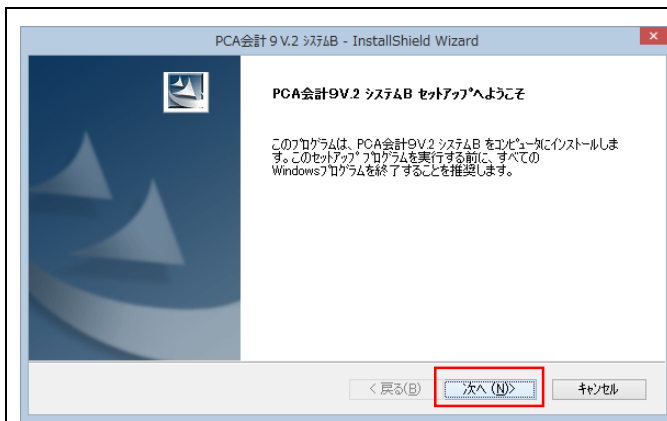
PCA 会計 9 V.2R7 消費税改正(8%)対応版 消費税攻略ガイド

第 1.2 版

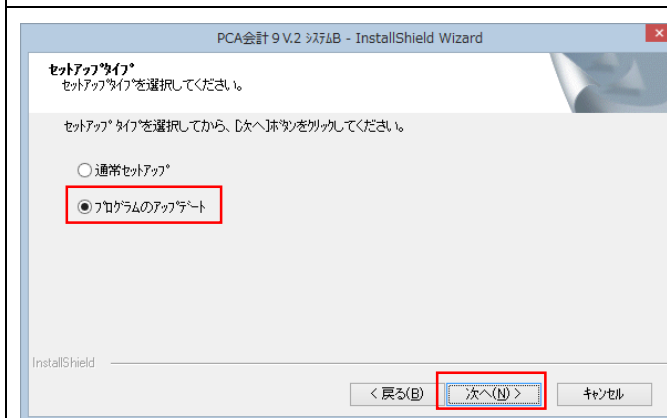
ピー・シー・エー株式会社

I. 改正消費税（8%）対応版アップデートの流れ(既存環境での作業)

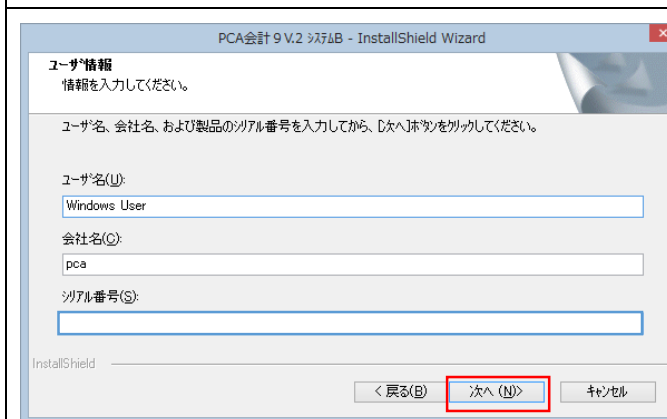
<p>作業前のご注意点</p>	<p>バックアップデータを取ってから作業を行うように願います。</p> <p>「既存データを新規パソコンでリカバリする作業」・「新規ご利用時の作業」の場合は4Pをご参照ください。</p>
 <p>PCA ホームページ</p>	<p>下記のいずれかの方法により、PCA 会計 9V. 2R7 消費税改正（8%）対応版を入手します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● PCA ホームページからのダウンロード（2月3日から開始） ● PCA から発送されるメディア（2月17日から順次発送） <p>※消費税対応版の権利があることが前提です。 ※いずれの方法も、平成26年2月1日以降継続してPCA 会計 9V. 2R7 のPSS 会員であれば入手可能となります。 ※PSS 会員期限が切れている場合はダウンロードできません。</p>
 <p>Setup.exe</p>	<p>PCA 会計 9V. 2R7 消費税改正（8%）対応版をセットアップします。</p> <p>※ダウンロードはわかりやすい場所を指定されることをお勧めします。</p> <p>左図のアイコンはダウンロードファイルを解凍したフォルダ内にあります。</p>
	<p>「実行」をクリックします。</p> <p>※既に「SQL Server2008」がインストール済みの方はチェック不要です。</p> <p>（標準設定ではチェックが入っておりませんので、そのままボタン「実行」を押してもらえば結構です。）</p>



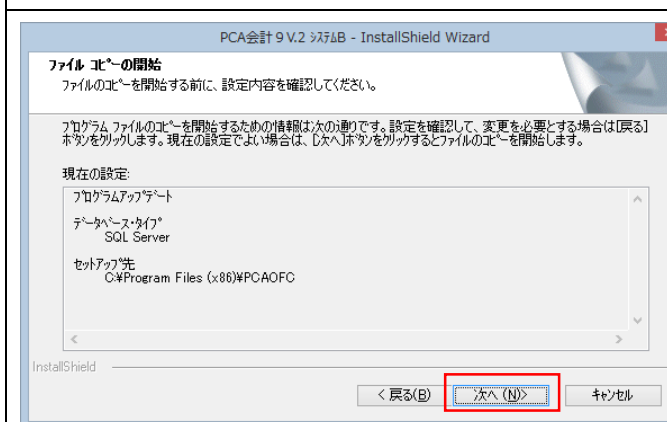
「次へ」をクリックします。



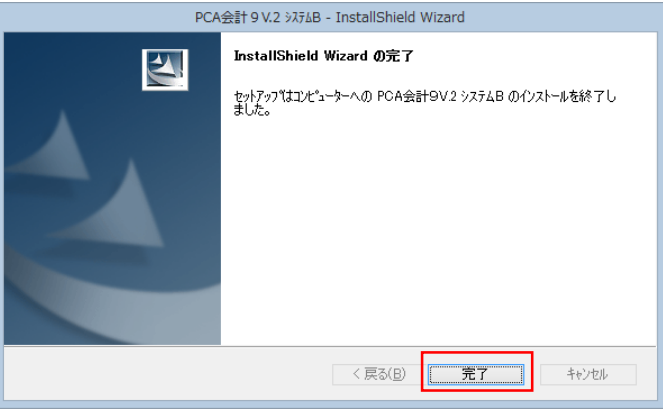

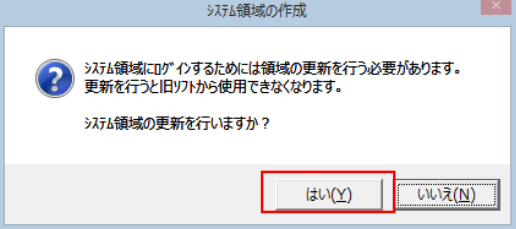
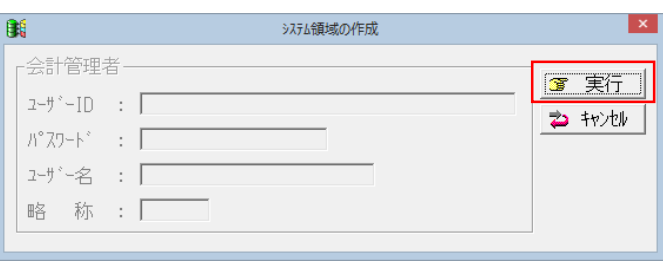
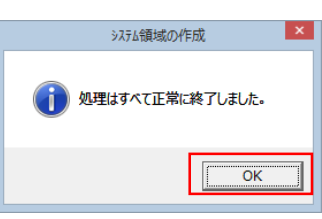
セットアップタイプを「プログラムのアップグレード」を選択し、「次へ」をクリックします。


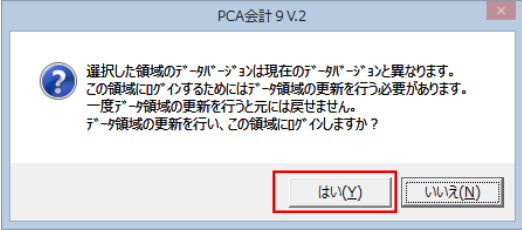


「次へ」をクリックします。



「次へ」をクリックします。

	<p>「完了」をクリックします。</p>
	<p>「PCA 会計 9 V. 2R7 システム領域の作成」を起動します。</p> <p>起動場所：</p> <p>Windows7・Vista 等の場合 「スタートメニュー」→「すべてのプログラム」→「PCA 会計 9 V. 2R7」→「システムツール」を選択。</p> <p>Windows8 の場合 画面「スタート」より左図のアイコンを探して下さい。</p>
	<p>システム領域を更新する確認画面が表示されますので、「はい」をクリックします。</p>
	<p>「実行」をクリックします。</p>
	<p>「OK」をクリックします。</p>

 <p>PCA会計 9 V.2 システムB</p>	<p>「PCA 会計 9 V. 2R7」を起動します。</p>
	<p>データ領域を更新する確認画面が表示されますので、「はい」をクリックします。</p>
	<p>これで作業は完了です。PCA 会計 9 V. 2R7 で設定を変更する必要はありません。</p>

■改正消費税（8%）対応版セットアップの流れ(既存データを新規パソコンでリカバリする作業)

マニュアルをご参照頂きながら「PCA 会計 9V2R7」をインストールし、メニュー「ファイル」－「データ領域のリカバリ」または「データ領域の一括リカバリ」よりバックアップデータを戻してください。

※既存環境の設定と異なり、「データ領域の更新」作業は不要です。

インストールについての詳細は、製品添付の「セットアップ説明書」をご確認ください。

改正8%消費税機能の確認については下記「変更後の確認ポイント」をご確認ください。

■改正消費税（8%）対応版セットアップの流れ(新規ご利用時の作業)

プログラムをインストールして頂くだけで特に作業がございません。

インストールについての詳細は、製品添付の「セットアップ説明書」をご確認ください。

改正8%消費税機能の確認については下記「変更後の確認ポイント」をご確認ください。

次ページ「Ⅱ. インストール後の確認ポイント」へ

II. インストール後の確認ポイント

	<p>■新消費税区分の確認</p> <p>改正8%消費税の施行日（平成26年4月1日）以後を含む会計期間を選択します。</p>
	<p>■レビジョンの確認</p> <p>メニュー「ヘルプ (H)」の「バージョン情報」をクリックします。レビジョン欄が「7.10」になっていることをご確認下さい。</p> <p>変更されていれば、プログラムは更新されております。</p> <p>確認が終わればボタン「OK」を押します。</p>
	<p>メニュー「前準備」－「科目名・期首残高」を選択し、各科目に紐づけられている税区分が8%系の税区分になっているかをご確認ください。</p> <p>税区分に関しては当ガイド 7P「新税率への変換」を参照して下さい。</p>

*表示する消費税区分については消費税管理方法によって異なります。

メニュー「基本情報の登録」－タブ「消費税情報」の「消費税管理」をご確認ください。

選択肢は「免税事業者」「簡易課税」「一般課税（個別対応方式）」「一般課税（一括比例配分方式）」の4種になります。

***新規領域作成時、施行日前の会計期間である場合の注意点**

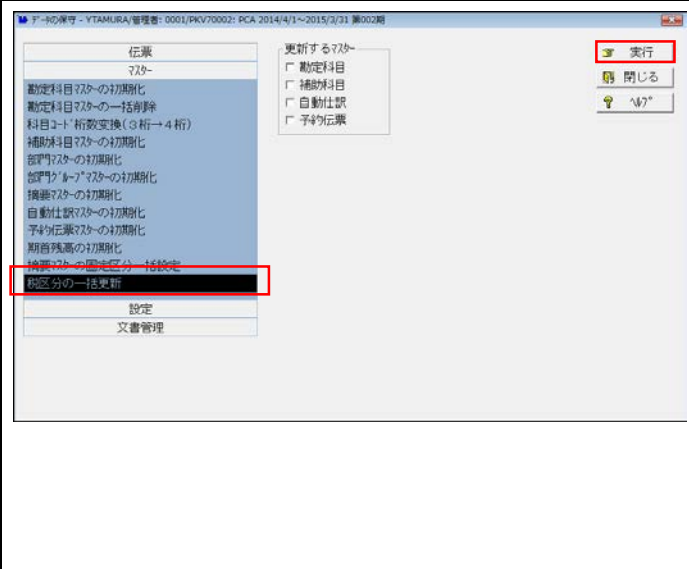
平成26年4月1日前の会計期間である新規領域を作成した場合、勘定科目等に設定される消費税区分は8%系の税区分がセットされております。

実際の消費税区分については伝票登録時の「伝票日付」で判断致しますので問題はありませんが、マスター上は変更後の内容になっておりますのでご注意ください。

■ マスターのメンテナンスについて

「勘定科目」「自動仕訳」等のマスターにおいて8%への一括変更を行いたい場合に次の処理を行ってください。

- ・ 施行日以後の領域において、手動にて8%以外の設定を行った場合
- ・ CSVデータなどで外部よりマスターを取り込んだ場合

	<p>メニュー「ファイル」―「データの保守」を選択してください。</p> <p>タブ「マスター」の中にある「税区分の更新」を選択します。</p> <p>以下4つのうちから一括更新するマスター種類にチェックを入れます。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 勘定科目・ 補助科目・ 自動仕訳・ 予約伝票 <p>チェックを入れたあと、ボタン「実行」をすると更新作業を行います。</p>
---	--

次ページ「Ⅲ. 消費税改正(8%)対応版における変更点」へ

Ⅲ. 消費税改正(8%)対応版における変更点

新税率への変換

新税率が必要となる会計期間では、各マスターの税区分を**新税率**に変換します。
 伝票入力時に伝票日付が平成26年4月1日より前であれば、勘定科目選択時等の標準設定税区分を【新税率→旧税率】に読み替えて設定します。
 伝票入力時に自動仕訳・予約伝票を選択した場合も、伝票日付によって税区分を読み替えます。

「税テーブル」

コード	内容	旧税区分への読替先(～2014/03/31)
B4	課税売上8%	[B3] 課税売上5%
C4	課税売上返還8%	[C3] 課税売上返還5%
D4	貸倒れ8%	[D3] 貸倒れ5%
E4	貸倒れ回収8%	[E3] 貸倒れ回収5%
Q4	課税仕入8%	[Q3] 課税仕入5%
R4	課税仕入返還8%	[R3] 課税仕入返還5%
S4	課税売上対応課税仕入8%	[S3] 課税売上対応課税仕入5%
T4	課税売上対応課税仕入返還8%	[T3] 課税売上対応課税仕入返還5%
U4	非課税売上対応課税仕入8%	[U3] 非課税売上対応課税仕入5%
V4	非課税売上対応課税仕入の返還8%	[V3] 非課税売上対応課税仕入の返還5%
ウ4	課税輸入仕入8%	[ウ3] 課税輸入仕入5%
エ4	課税輸入仕入の返還8%	[エ3] 課税輸入仕入の返還5%
オ4	課税売上対応課税輸入仕入8%	[オ3] 課税売上対応課税輸入仕入5%
カ4	課税売上対応課税輸入仕入の返還8%	[カ3] 課税売上対応課税輸入仕入の返還5%
キ4	非課税売上対応課税輸入仕入8%	[キ3] 非課税売上対応課税輸入仕入5%
ク4	非課税売上対応課税輸入仕入の返還8%	[ク3] 非課税売上対応課税輸入仕入の返還5%

更新対象となる会計期間

会計期間	更新の有無	備考
平成26年4月1日以後に開始する会計期間	○	登録済の伝票の税区分や消費税額は更新しません。汎用データ受入時に伝票の税区分の読み替えを行った場合、消費税額の再計算を行いません。
平成26年4月1日を期中に含む会計期間	○	登録済の伝票の税区分や消費税額は更新しません。汎用データ受入時に伝票の税区分の読み替えを行った場合、消費税額の再計算を行いません。
平成26年4月1日より前に終了する会計期間	×	なし

* ご注意

マスターは新税率の変更機能はございますが、仕訳伝票等のデータに関する一括変更処理はございません。登録済みの5%伝票を8%伝票に変更するさいには都度手作業にて修正を行って頂く必要がございます。そのため、改正8%消費税対応版は必ず施行日までに適用願います。

旧税率を使用する方法

下記の方法により、新税率適用後の日付でも旧税率の使用が可能です。

1. 伝票入力時に税区分を変更
2. 更新後の伝票入力前に、旧税率を使用したい各マスターの税区分を旧税率に修正登録(旧税率専用の勘定科目や補助科目を登録しておく場合や、自動仕訳や予約伝票で経過措置の仕訳を登録しておく場合)

「汎用データの受入」で仕訳データを受け入れる場合の税区分の読み替え

「デフォルトの税区分を設定する」にチェックを付けた場合は、伝票日付によって「勘定科目の登録」「補助科目の登録」で設定されている税区分を【新税率→旧税率】に読み替えて受け入れます。

「デフォルトの税区分を設定する」にチェックを付かなかつた場合は、仕訳データの税区分をそのまま受け入れるため読み替えません。

※税区分の読み替えを行った場合でも、汎用データに記載されている消費税額は再計算されません。

【注意事項】

- カスタマイズ等の特別な処理を行っておられる場合はインストール前にカスタマイズ会社・販売店等にご確認ください。
- 連動製品・オプション製品・ソリューション製品・カスタマイズ等の特別な処理、等のセットアップについては整合性を保つため、同じタイミングでインストールしてください。
- この情報は2014年1月24日現在です。諸般の事情により記載の日時の変更が発生する可能性がありますのでご注意ください。

第 1.2 版 2014.1.24

ピー・シー・エー株式会社

東京	〒102-8171	千代田区富士見1-2-21 PCAビル	TEL.03(5211)2700	FAX.03(5211)2740
札幌	〒060-0005	札幌市中央区北5条西6-2-2 札幌センタービル14階	TEL.011(251)0231	FAX.011(219)6328
仙台	〒980-6009	仙台市青葉区中央4-6-1 住友生命仙台中央ビル(SS30)9階	TEL.022(266)7263	FAX.022(266)7253
関東	〒330-0854	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル29階	TEL.048(650)6733	FAX.048(650)6732
横浜	〒220-6208	横浜西区みなとみらい2-3-5 クイーンズタワーC棟8階	TEL.045(263)9811	FAX.045(263)9814
静岡	〒422-8067	静岡市駿河区南町18-1 サウスポット静岡14階	TEL.054(266)3480	FAX.054(266)3402
名古屋	〒460-0002	名古屋市中区丸の内3-22-24 名古屋桜通ビル7階	TEL.052(253)6480	FAX.052(253)6590
北陸	〒920-0856	金沢市昭和町16-1 ヴィサーージュ3階	TEL.076(232)6655	FAX.076(232)6455
大阪	〒540-0036	大阪市中央区船越町1-5-2 PCA大阪ビル	TEL.06(6942)5211	FAX.06(6942)5252
中四国	〒700-0024	岡山市北区駅元町15-1 リットシティビル4階	TEL.086(800)1001	FAX.086(800)1003
広島	〒730-0011	広島市中区基町11-13 広島第一生命ビルディング5階	TEL.082(212)0437	FAX.082(212)0438
九州	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東2-6-1 九勲筑紫通ビル8階	TEL.092(411)4981	FAX.092(411)4127